

## 有限会社甲賀建設による廃棄物不法投棄事案に係る刑事告発等について

有限会社甲賀建設（以下「甲賀建設」という。）が平成 23 年から平成 27 年にかけて、同社従業員の個人所有地に産業廃棄物約 11 万 2 千トンを超えて不法に埋め立てた行為については、平成 28 年 6 月 30 日付けで廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく措置命令を関係 5 者に発出したが、着手期限を経過しても措置の着手がなく、行為者による原状回復は望めない可能性が高くなったことから、本件不法投棄に係る刑事責任を追及するため、同年 11 月 22 日に滋賀県警察本部長に対し、刑事告発を行った。

### 1 刑事告発

#### (1) 被告発人

甲賀建設元代表取締役、元取締役および元従業員の 3 名

#### (2) 罪名および罰条

廃棄物処理法第 16 条（みだり投棄）違反

同法第 25 条第 1 項第 14 号（5 年以下の懲役もしくは 1 千万円以下の罰金またはこれらの併科）

#### (3) 告発事実

被告発人らは、共謀の上、平成 26 年 10 月 18 日ころから平成 27 年 4 月 30 日ころまでの間、継続して多数回にわたり、滋賀県甲賀市水口町巖峨字西山 2533 番ほか 4 筆の山林等において、産業廃棄物である陶磁器くず、コンクリート片、廃プラスチック類の建設混合廃棄物約 1 万 4 千トンを超えて埋め立てるなどし、もってみだりに廃棄物を捨てたものである。

※ 県は行政処分においては、甲賀建設からの報告をもとに、平成 23 年 2 月ころから平成 27 年 4 月ころにかけて約 11 万 2 千トンが不法投棄されたと認定しているが、告発事実については、県警等からの助言も踏まえ、客観的な証拠から犯罪事実を立証可能な上記の期間における廃棄物量とすることとした。

### <参考 1>現場の状況（甲賀市水口町巖峨字西山 2533 番ほか 4 筆）



上空からみた不法投棄現場  
（平成 28 年 5 月 26 日撮影）



投棄された廃棄物

## ＜参考2＞ これまでの経緯

平成26年 9月	通報により事案を認知
平成27年 4月	甲賀建設に対し立入検査を実施、廃棄物の搬入停止を指示
7月27日	甲賀建設に対し、廃棄物処理法第19条の3に基づく改善命令の発出
30日	甲賀建設の産業廃棄物処分業等の許可取消し
8月～	甲賀建設が廃棄物の一部撤去を実施
12月16日	甲賀建設等の破産手続開始決定
平成28年 6月30日	甲賀建設その他関係4者に対し、廃棄物処理法第19条の5に基づく措置命令の発出（併せて改善命令は取消し）
7月29日	措置命令で命じた措置の着手期限

## 2 本事案における告発後の対応

### (1) 今後の現場の是正について

ア 告発対象とした廃棄物量は約1万4千トンであるが、是正については、約11万2千トンを全て対象とする。

イ 甲賀建設等の残余財産については、破産手続の中で、廃棄物の処理費用や環境調査費用に充てられるよう、破産管財人と引き続き協議を行っている。加えて、今後、排出者責任の観点から、甲賀建設に処理を委託した排出事業者に対して、廃棄物の撤去協力を求めていく。なお、既に自主撤去の申入れがあった排出事業者もある。

ウ 県による行政代執行については、県が8月に実施した現場周辺の水質調査の結果も環境基準以下であったことから、直ちに代執行が必要という状況ではないと考えている。

なお、今後も周辺環境への影響について継続的に監視していくこととしており、万が一、環境への影響が具体的に現れる等の場合には、その時点で代執行の可否を検討する。

### (2) 地元対応について

地元の嶺峨区に対し、改善命令発出後の昨年8月および告発後の本年11月に経過と今後の対応について説明を行っており、今後も随時県の対応状況について説明を行っていく。また、甲賀市とも必要な情報を共有するなど、密に連携して対応している。

## 3 今後の不法投棄対策について

本事案は、産業廃棄物処分業の許可業者が、産業廃棄物を処理施設で中間処理した上で再生資材として売却したように装い、実際はほとんど中間処理を行うことなく、処理施設とは別の場所に不法投棄をしていたというものである。

こうした不法投棄の再発防止対策としては、引き続き地域ごとに設置しているごみ対策会議等を通じ、市町、県警や庁内関係部局との連携した取組を行っていくとともに、新たに次のとおり検査や監視の強化を図ることとして、既に具体的な取組を開始している。

### (1) 産業廃棄物処理業者への立入検査の強化

処理施設等を有する産業廃棄物処理業者については、定期的に立入検査を行っているが、従来の処理施設等の構造や維持管理に重点を置いた検査に加え、本事案のような形態の不法投棄を未然に防止するため、取引実績データを元に、不適正処理が行われやすい処理業者について、処理後の再生資材の販売先等の確認を徹底する等、検査の充実を図る。

### (2) 不法投棄の早期発見のための監視強化

休日、夜間、早朝を対象とした委託パトロールを継続するほか、監視カメラや、今年度導入したドローンも活用し、外から見えにくい場所を早い段階で確認できるように対応していく。